

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
2	令和6年6月24日	令和6年7月19日	国立大学附属学校における授業料以外に必要とする費用の公開について	<p>全国にある国立大学附属学校に対して、省令や規則で授業料以外で徴収する費用の公開を義務付ける。通学に必要な費用の概算や用途について、受験を検討している保護者への情報提供を行い、透明化を図る。</p>	<p>平成16年文部科学省令第16号、国立大学等の授業料その他費用に関する省令で、授業料や検定料について定められている。現在、義務教育の授業料は徴収されていない。</p> <p>一方、教育充実費、生徒会費、教材費、後援会費等の様々な費用が必要であるが、ホームページ等でこれらの費用に関する情報が公開されていない学校が多く、入学時の配布資料で初めて判明することもある。それに加えて、任意加入なのか強制加入であるのか不明な会への入会、入会金などの負担を求められることがある。</p> <p>必要な費用等の概算や用途を学校のホームページ等で事前に公開していない、不透明な体制の国立大学附属学校が存在する。</p> <p>保護者に対して、全体の費用の概算が事前に公表されている方が好ましいという前に、学校側が当然に公表すべきあり、省令や規則で公開を義務付けるべきではないか。国立大学附属学校は私立学校と比べて、高い透明性と情報提供を求められるのは当然であり、全ての国立大学附属学校で実施されるべきである。</p>	個人	文部科学省	学校教育法第43条、49条、49条の8、62条、70条、82条において、学校による積極的な情報提供について定められておりますが、これら条文は学校からの情報提供の必要性・重要性を理念的に規定したものであり、具体的な情報提供の内容はそれぞれの学校や地域の状況等に応じて、各学校で判断すべきものとされております。 <p>国立大学法人が徴収する費用については、国立大学法人において、関係法令等を踏まえた対応を行っているところですが、国立大学法人が自ら規範として定める国立大学法人ガバナンス・コードにおいては、その原則4-1において「法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められております。注:「大学」については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第8号において「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること」の情報公表が義務づけられております。</p>	学校教育法 国立大学等の授業料その他費用に関する省令	その他	国立大学等の授業料その他費用に関する省令を含む現行の法令等では各国立大学法人に対して情報の公開を義務付ける制度は設けられておらず、各学校で判断するものとされています。そのため、附属学校における費用に関する情報の公開については、今後とも各国立大学法人の権限と責任の下で判断した上で対応していくものとなりますが、国立大学法人が自ら規範として定める国立大学法人ガバナンス・コードにおいては、その原則4-1において「法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められているところです。	
3	令和6年6月24日	令和6年7月19日	文書閲覧窓口制度	「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づく文書閲覧窓口制度を廃止すべき。	デジタルの時代に、各行政機関の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、目録を備えた文書閲覧窓口を設けるのは時代錯誤。ホームページの充実で、対応者への丁寧な対応で問題ないはず。	個人	総務省	文書閲覧窓口制度については、「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づき、その整備・充実を図ってきたところ。行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号、以下「情報公開法」という。)の施行を踏まえ、「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議合合せ)に基づき、情報公開法第40条(現:第24条)に規定する行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るための施策の一環として、各行政機関(人事院及び会計検査院を除く。)の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、目録を備えた文書閲覧窓口を設け、国民の利用の便に供することとされているものです。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第24条 「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解) 「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議合合せ)	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、文書閲覧窓口制度は情報公開法第24条に規定する「行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るための施策」の一環として設けられており、同条においては、行政機関の保有する情報が適時適切な方法で国民に提供されるよう、施策の充実と努めることとされています。 <p>情報提供施策の充実のためには、御指摘のホームページの充実を含め、様々な方策が考えられるところ。文書閲覧窓口についても、対象者によっては、例えばインターネットを利用できる環境にない等の理由により、直接往訪の方が簡便な場合もあると考えられ、国民にとって利用の便に供する施策の一つとして必要性があることから、廃止することは適当でないと考えます。</p>	
5	令和6年6月24日	令和6年7月19日	ExcelフォーマットをMacで使用できない	出入国在留管理庁が作成している届出書(特定技能における「支援実施状況に係る届出書」)のExcelフォーマットについて、マクロを使用した機能が追加され、Macで届出書の作成ができなくなった。Linuxにまで対応してほしいと言われないが、Macは利用者が一定数いることから、行政機関が作成するフォーマットはすべて、Mac利用でも問題なく使えるようにしてもらいたい。	これまでMacで届出書を作成していたが、突然それができなくなり、著しい不利益を受けたため。	個人	法務省	出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を提出する際に、複数の対象者がいる等として繰り返し入力が必要な場合、「一括申込用EXCELツール」をダウンロードし、利用することで一括申込が可能となります。	なし	検討を予定	「出入国在留管理庁電子届出システム」に関するQ&A(特定技能所属機関・登録支援機関届出用)(URL:https://www.moj.go.jp/isa/content/001344715.pdf)のQ5のとおり、一括申込用のExcelファイルについてはMicrosoft Excel 2016のバージョンを前提としております。MacにてExcelを御利用の場合、バージョンがMicrosoft Excel 2016 for Macとなりますので、動作の保証をしません。 <p>ツールが正常に使用できない原因として、様式の差し替えを行った令和6年3月29日以前の様式を使用されていることや、ソフトウェアがアップデートされていないことなども考えられます。</p> <p>今回いただいた御意見については今後の検討課題とさせていただきます。</p>	
8	令和6年6月24日	令和6年7月19日	押印廃止	財務省はいまだに出張計画書に押印が必要なのを押印不要にするべき。	職員の出張のため、押印の必要性に乏しい。押印不要にすることで出張計画書をペーパーレス化できる。	個人	財務省	出張計画書は、システム(SEABIS)で作成することが可能であり、押印不要によるペーパーレス化が図られているところですが、一部、紙により作成している現状があります。	なし	現行制度下で対応可能	事務の効率化及び押印不要によるペーパーレス化の推進のため、システム(SEABIS)の利用拡大を推進して参ります。	
9	令和6年6月24日	令和6年7月19日	全国転勤のある職種について、地域手当を見直す。	国家公務員で定期的全国転勤する職種について、給与格差を生じさせる地域手当の見直しを行い、給与面での均一化を行う	地域手当は7級地に分けられており、3%~20%が加算されて支給される。一方、該当しない地域においては加算される支給がなく、同じ役職、同じ俸給表において最大20%程度の給与格差が生じることになり、同一労働同一賃金に反しているのではないかと。職種によっては頻繁な全国転勤があり、異動先によって業務内容や役職が変化しなくても、給与が大きく変動することになり、生涯賃金に大きな差が生じる可能性がある。加えて、全国転勤のある職種は遠隔地への定期的な人事異動があることが、受験者や子育て世代に不人気の理由ではないかと。理由のない格差は、是正されるべきである。業務の困難度などを基準とするなら、霞ヶ関にある中央省庁勤務の職員に対して、本府省業務調整手当等を増額すれば良いのではないかと。	個人	人事院	国家公務員の地域手当は、地域の民間賃金水準を適切に国家公務員の給与に反映するため、民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して支給される手当です。また、地域手当の支給割合が下がる地域に異動した職員に対しては、異動保障により地域手当の支給割合を2年間保障(1年目は異動前の100%、2年目は80%)しております。さらに、定期的全国転勤する職員につきましては、広域異動手当により賃金水準の調整を行っており、異動距離に応じて俸給等の最大10%の手当を支給しているところです。なお、広域異動手当につきましては、地域手当が支給されない地域間を異動した場合であっても支給されます。	一般職の職員の給与に関する法律第11条の3~第11条の8、人事院規則9-49、人事院規則9-121	検討に着手	地域における民間賃金水準の差を反映させるため、地域手当によって、国家公務員の給与に一定の差を設けることは適当と考えております。 <p>一方、現行の地域手当制度においては、地域手当の支給割合は市町村を単位として決定していることにより、近隣の市町村との関係で不均衡が生じているとの意見があることなども踏まえ、現在、最新の民間賃金水準の反映と併せ、級地区分の設定を広域化することを検討しており、本年夏の勧告に向けて立案作業を進めています。</p>	
11	令和6年6月24日	令和6年7月19日	補助金交付停止基準の運用統一化	各府省の補助金交付停止基準の運用を統一化して、省庁側の恣意性を排除し、補助金交付停止処分内容の甘い・厳しいの差が出ないようにすること。	各府省の補助金交付停止基準の運用はバラバラで、同じような補助金不正受給でも処分内容が甘いもの、厳しいものと差が出ている。この処分差は同一省庁内でも出ており、国民に不信感を抱かせるものになっている。 <p>典型例は経済産業省である。経済産業省は、2023年12月に補助金約243万円を不正受給した団体を18か月間の補助金交付停止処分としたが、2021年6月に補助金約586万円を不正受給した団体は厳重注意で終わらせている。</p> <p>通常の国民感覚では、補助金の不正受給額が倍以上の団体がなぜ交付停止にならないのか、特別な配慮・忖度があったのではないかと疑念を抱くのが当たり前である。また、不正受給をした者に対し、何かしらの働きかけをすれば処分内容が軽くなるのではないかと、更なる不正行為を惹起させることにもなる。このような疑念が今後生じることのないよう、補助金交付停止処分の決め方を各府省任せにするのではなく、例えば、補助金適正化法を所管する財務省が処分内容を確認する、各府省の補助金交付停止処分に甘いものがなかったかを会計検査院が確認する仕組みをつくるなど運用の統一化を図るべきである。</p>	個人	財務省 経済産業省	各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号、以下「法」という。)第3条第1項)、こととされており、補助金等の執行は各省各庁の長において適切に判断すべきこととされています。 <p>従って、補助金交付停止基準については、それぞれの補助金等を所管する各省各庁において法の趣旨、目的を踏まえ、適切に策定されているものと承知しています。</p> <p>また、経済産業省における補助金交付等停止措置については、「経済産業省所管補助金交付等停止及び契約に係る指名停止等措置要領」(以下「要領」という。))に規定する措置要件に該当する行為を行った事業者に対して措置を行っております。御指摘の案件を含め、措置の内容については、要領において事案類型ごとに定められている範囲の中で、当該行為の性質・規模や事案の重大性、社会的影響の大きさ等の観点から状況に応じて総合的に判断しているものになります。</p>	経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、また、補助金等はきわめて多種多様にわたることから、財務省において、統一的な基準を設けることは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式で回答するもの正解肢の迅速な公開	<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選びマークシートで回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。</p> <p>このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解肢を公表することを提案する。</p> <p>試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体に対し上記を行うことを検討させることを求める。</p>	<p>マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているため、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実際に試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)</p> <p>しかしながら、合格発表日や結果発表日まで、正解肢を公開しない試験も数多く存在する。(社会福祉士試験、司法試験、司法書士試験、一級建築士学科試験等)</p> <p>後者のように合格発表日や結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)</p> <p>このように外部の指摘で初めて不備に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>仮に、合格発表日等を待たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対応し、合格発表日等までに正解肢を見直す対応は十分に可能であったと思われる。適切な発表により事務処理のコスト削減につながると考える。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。</p> <p>提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	個人	<p>金融庁 こども家庭庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省</p>	<p>【金融庁】 (公認会計士試験) 公認会計士試験のうち短答式試験はマークシート方式により実施しています。正解の公表は合格発表日に併せて公認会計士・監査審査ウェブサイト上で行っています。公認会計士試験の試験問題については、試験日前に公認会計士試験委員による確認を行い、試験日以後は、試験の実施に關し出題範囲の検討などを行う公認会計士試験実施検討小委員会メンバーが検証を行うほか、受験予備校が行う解答速報等を含めた関係者の反応も参考に精査を行っています。このように正確を期した上で採点を行い合否を決定していることから、試験日翌日に直ちに解答を公表するよりも事務処理及びコストが発生しない対応がとられており、ご提案の趣旨に則ったものであると考えられます。なお、公認会計士試験において試験問題に不備があった場合は、合格発表と併せて必ずその旨の公表を行っています。</p> <p>(貸金業務取扱主任者資格試験) 貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の正解肢の公表は、試験合格者の発表と同日に実施しています。</p> <p>【こども家庭庁】(保育士試験) 保育士試験については、児童福祉法により都道府県知事が行うこととされており、保育士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)は、適正かつ確実に実施することができると思われられるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることができるものとされています。このため試験に関する具体的な事務の進め方等については、実施主体である都道府県及び指定試験機関において検討されています。</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 司法試験においては、原則として短答式試験成績発表時に、司法試験予備試験においては、短答式試験合格発表時に、それぞれ短答式試験の正答肢を公表しています。</p> <p>【財務省】(通関士試験) 通関士試験における試験の採点は、通関業法第27条の規定に基づき財務大臣が委嘱した試験委員が行うこととされており、正解肢を公表すること、却って受験者等に混乱をもたらす、それに対する問合せ等が増加し、事務処理及びコストが増大するおそれがあるものと思料することから、対応は困難です。</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 公認心理師国家試験については、公認心理師法(平成27年法律第68号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(一般財団法人)公認心理師試験研修センターにおいて、公認心理師国家試験の実施に関する事務(「心理師試験事務」と略します。)の全てを実施しています。本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p>	<p>【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可</p> <p>【こども家庭庁】(保育士試験) なし</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) なし</p> <p>【財務省】(通関士試験) 通関業法第27条</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) なし</p>	<p>【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可</p> <p>【こども家庭庁】(保育士試験) 対応不可</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 対応不可</p> <p>【財務省】(通関士試験) 対応不可</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可</p>	<p>【金融庁】 (公認会計士試験) 制度の現状欄に記載のとおり、解答については十分に精査を行ったうえで公表しております。精査を行わないまま解答を公表すると、却って受験者等に混乱をもたらす、それに対する問合せ等が増加し、事務処理コストが増大することになります。</p> <p>(貸金業務取扱主任者資格試験) 法令等及び貸金業務取扱主任者資格試験を実施する日本貸金業協会が定める試験事務規程においては正解肢の公表時期に関する明確な規定はなく、委託先等と調整のうえ、正解肢に関する公表情報の取扱方法や問合せ窓口対応などの運用を見直すことにより、試験日の翌日に正解肢を公表する対応は可能と考えます。</p> <p>ただし、令和6年度の試験(令和6年11月17日実施予定)の正解肢の公表については、試験合格者の発表と同日の令和7年1月10日である旨公表済みのため、日本貸金業協会においては、令和7年度の試験からの正答肢公表の前倒しについて検討してまいります。</p> <p>【こども家庭庁】(保育士試験) 保育士試験の実施に関する具体的な事務の進め方等については、各都道府県及び指定試験機関において決定しているため、国が対応することは困難です。</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 試験の適正な運営に支障が生じるおそれがあることから、現状よりも早い時期における正答肢の公開はできません。</p> <p>【財務省】(通関士試験) 通関士試験における試験の採点は、通関業法の規定に基づき試験委員が行うこととされており、正確性を期するために、試験日以後、試験委員による再度の正答の精査等を経て、採点・合格基準の決定を行っております。</p> <p>この再度の精査を行わないまま正答を公表することは、却って受験者等に混乱をもたらす、それに対する問合せ等が増加し、事務処理及びコストが増大するおそれがあるものと思料することから、対応は困難です。</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 心理師試験事務については、制度の現状欄に記載のとおり全ての試験事務を指定試験機関が実施しています。</p> <p>当該試験においては、試験実施後、改めて正答・誤答の精査を行い、当該年度の合格基準を決定の上、正答を公表しており、行政改革推進本部事務局の指摘を踏まえ、現在は試験実施からおよそ1ヵ月(約20営業日)で公表することとしております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式で回答するもの正解肢の迅速な公開	<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選びマークシートで回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。</p> <p>このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解肢を公表することを提案する。</p> <p>試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体に対し上記を行うことを検討させることを求める。</p> <p>マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているため、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実際に試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)</p> <p>しかしながら、合格発表日や結果発表日まで、正解肢を公開しない試験も数多く存在する。(社会福祉士試験、司法試験、司法書士試験、一級建築士学科試験等)</p> <p>後者のように合格発表日や結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)</p> <p>このように外部の指摘で初めて不備に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>仮に、合格発表日等を待たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対応し、合格発表日等までに正解肢を見直す対応は十分に可能であったと思われる。適切な発表により事務処理のコスト削減につながると考える。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。</p> <p>提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	個人	<p>【厚生労働省】 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、救急救命士に係る国家試験)上記の国家試験においては、試験実施後、有識者による会議において、問題内容の妥当性について検証し、妥当ではなかった問題については採点対象から除外する等の取扱いをする仕組みが既に設けられています。</p> <p>上記検討を経てから合格発表を行うため、国家試験は合格発表の時期と合わせて正答肢を公表することとしております。</p> <p>なお、本会議での検討前に、問題作成時の正答肢を公表することした場合、不適切問題があった際に、受験者に自己採点による点数の計算上の混乱を招き、それに伴う受験者からの個別照会等、合格発表までのわずかの間に過剰な労力が発生します。</p> <p>(製菓衛生師試験、調理師試験) 製菓衛生師及び調理師試験実施主体は都道府県であり、正答肢の公表について、国が決定・実施しているものではありません。</p> <p>(管理栄養士国家試験) 管理栄養士国家試験においては、試験実施後、各問題の選択肢の選択状況を踏まえ、問題の適切性を多重に確認・判定する会議を行っております。</p> <p>仮に、当該会議での検討を行わずに、問題作成時の正答肢をそのまま公表することした場合、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応に労力が必要となるおそれがあります。</p> <p>上記理由により、管理栄養士国家試験においては合格発表日と同日に正答肢を公表することとしております。</p> <p>(理容師試験、美容師試験) 理容師試験及び美容師試験に係る試験事務については、理容師法(昭和22年法律第234号)第4条の2第1項及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)理容師美容師試験研修センターが実施しています。</p> <p>理容師試験及び美容師試験では、筆記試験終了後に、筆記試験の結果等を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPIにおいて公表しており、筆記試験の正解肢についても併せて公表しています。</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者試験) 建築物環境衛生管理技術者に係る試験事務については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第8条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)日本建築衛生管理教育センターが実施しています。</p> <p>建築物環境衛生管理技術者試験では、筆記試験終了後に、筆記試験の結果等を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPIにおいて公表しており、筆記試験の正解肢についても併せて公表しています。</p> <p>(薬剤師国家試験) 薬剤師国家試験においては、試験実施後、問題内容の妥当性について確認する会議を行っております。</p> <p>仮に、当該会議での検討前に、問題作成時の正答肢をそのまま公表することした場合、不適切問題があった際に、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応コストが発生します。</p> <p>上記理由により、薬剤師国家試験においては合格発表日と同日に正答肢を公表することとしております。</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験の正答については、全国社会保険労務士会連合会試験センターの社会保険労務士試験専用サイトにて、合格発表日に公表を行っております。</p> <p>(安衛法関係免許試験) 試験の正答については、安全衛生技術試験協会の専用サイトにて、試験実施後、公表可能な試験問題の回答を速やかに公表を行っております。</p> <p>(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験) 社会福祉士国家試験及び介護福祉士国家試験については、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号、「士大法」と略します。)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(公益財団法人)社会福祉振興・試験センター(「試験センター」と略します。)において、両国家試験の実施に関する事務(以下「社士・介士試験事務」と略します。)の全てを実施しています。</p> <p>両試験ともにマークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p> <p>(精神保健福祉士国家試験) 精神保健福祉士国家試験については、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された試験センターにおいて、精神保健福祉士国家試験の実施に関する事務(「精士試験事務」と略します。)の全てを実施しています。</p> <p>本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p>	<p>【厚生労働省】 (理容師試験、美容師試験、建築物環境衛生管理技術者試験) 理容師法第3条第2項及び第4条の2第1項</p> <p>(美容師試験) 美容師法第4条第2項及び第4条の2第1項</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者試験) 建築物環境衛生管理技術者試験</p> <p>(薬剤師試験) 薬剤師法第8条第3項</p> <p>(上記以外の資格試験)なし</p>	<p>【厚生労働省】 (理容師試験、美容師試験、建築物環境衛生管理技術者試験)では、試験実施後、試験問題の選択肢の回答状況を踏まえ、当該試験問題の適正性を確認・判定することとしています。</p> <p>仮に、適正性の確認・判定前に試験問題作成時の正答肢をそのまま公表し、不適切な問題があった場合、受験者の混乱を招くおそれがあるため、理容師試験、美容師試験及び建築物環境衛生管理技術者試験では合格発表日と同日に正答肢を公表することとしています。</p> <p>(薬剤師国家試験) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験日後、速やかに正答を公表することについて検討し、「可能」との結論が得られた場合には、できる限り早期に対応してまいります。</p> <p>(安衛法関係免許試験) 労働安全衛生法の免許では、試験実施後、試験問題の選択肢の回答状況を踏まえ、当該試験問題の適正性を確認・判定することとしています。</p> <p>仮に、適正性の確認・判定前に試験問題作成時の正答肢をそのまま公表し、不適切な問題があった場合、受験者の混乱を招くおそれがあることから、対応困難です。</p> <p>(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験) 社士・介士試験事務及び精士試験事務については、制度の現状欄に記載のとおり全ての試験事務を指定試験機関が実施しています。</p> <p>当該試験においては、試験実施後、改めて正答・誤答の精査を行い、当該年度の合格基準を決定の上、正答を公表しており、行政改革推進本部事務局の指摘を踏まえ、現在は試験実施からおよそ1か月(約20営業日)で公表することとしております。</p>				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式で回答するもの正解肢の迅速な公開	<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選ぶマークシートで回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。</p> <p>このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。</p> <p>従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解肢を公表することを提案する。</p> <p>試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体に上記を行うことを検討させることを求める。</p> <p>マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているため、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実際に試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)</p> <p>しかしながら、合格発表日や結果発表日まで、正解肢を公開しない試験も数多く存在する。(社会福祉士試験、司法試験、司法書士試験、一級建築士学科試験等)</p> <p>後者のように合格発表日や結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)</p> <p>このように外部の指摘で初めて不備に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>仮に、合格発表日等を待たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対応し、合格発表日等までに正解肢を見直す対応は十分に可能であったと思われる、適切な発表により事務処理のコスト削減につながると思われる。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。</p> <p>提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	個人	金融庁 こども家庭庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省	<p>【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師国家試験については、正答肢を合格発表の翌日に公表しています。</p> <p>(愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師国家試験については、正答肢を合格発表日に公表しています。</p> <p>(土地改良換地士資格試験) 土地改良換地士資格試験におけるマークシート形式の試験(知識試験)については、「土地改良換地士資格試験事務処理要領(昭和48年8月9日付け48構改B第2441号農林水産省構造改善局通知)」の別記「土地改良換地士資格試験受験案内」の5(3)において、「合格者の公表の際に、農林水産省ホームページにおいて…正解を公表します。」としており、合格者の公表の際にその正解を公表しています。</p> <p>(林業普及指導員資格試験) 林業普及指導員資格試験は、筆記試験及び後日に実施する口述試験により行っており、筆記試験のマークシート形式の問題及び解答は、公表時期を定めていません。</p> <p>問題及び解答の公表は、マークシートの採点が完了後、問題ごとに選択肢の選択割合や正答率などを確認し、誤問、誤答の有無の分析を行い、採点を確定した上で筆記試験の合格通知の時期と併せて行っているところ。</p> <p>【国土交通省】 (管理業務主任者試験) 管理業務主任者試験は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第57条に基づき、管理業務主任者として必要な知識について、毎年1回以上、国土交通大臣が行うこととされており、同法第58条に基づき、国土交通大臣は、「指定試験機関」を指定し、その者に管理業務主任者試験の実施に関する事務を行わせることができるとされています。</p> <p>現在は、一般社団法人マンション管理業協会が、指定試験機関として試験を年1回実施しています。試験形式はマークシート方式を採用し、合格発表と併せて正答肢を公表しています。</p> <p>(浄化槽設備士試験) 浄化槽設備士試験は、学科試験(50問)と実地試験(3~4問)に分かれております。</p> <p>正答の発表については、試験問題の公表と併せて、試験の2日後に試験実施機関のホームページで行っておりますが、その対象は学科試験のみであり、実地試験の正答の発表は行われておりません。</p> <p>(給水装置工事主任技術者試験) 合格発表日に正答番号一覧(解答)の公表を行っています。</p> <p>(マンション管理士試験) マークシート方式を採用し、合格発表と同時に正答肢を公開しています。</p> <p>(一級建築士試験) マークシート方式を採用し、合格発表日に解答を公開しています。</p> <p>(自動車整備士技能検定) 運用により、合格者発表日以降に解答を公表しています。</p> <p>(衛生管理者試験) 学科試験及び実技試験にて実施しており、短答式の学科試験の問題文は公開していますが解答については公開していません。</p> <p>(救命艇手試験) 学科試験及び実技試験にて実施しており、短答式の学科試験は正解肢を公表していません。</p> <p>(全国通訳案内士試験) 全国通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として毎年一回以上、観光庁長官が実施し、通訳案内士法第十一条に基づき、独立行政法人国際観光振興機構が試験事務を代行しています。</p> <p>なお正解肢については、合格発表日後、速やかに公表を行っています。</p> <p>(測量士・測量士補国家試験) 測量法及び関係法令に基づき、測量士としての専門的学識や応用能力及び測量士補としての専門的技術を有するかどうかを判定するため、毎年1回、企画・実施しており、測量士試験はマークシート方式+記述方式で、測量士補試験はマークシート方式で実施しています。</p> <p>【環境省】 (臭気判定士試験) 正答番号の公表については、試験結果の発表時(試験日から1か月後)に協会のホームページに2ヶ月間掲示します。また、協会機関誌「におい・かおり環境学会誌」にも掲載します。</p> <p>合否判定基準については、試験終了後の臭気判定士試験委員会において決定します。</p> <p>また、決定した合否判定基準は、受験者への合否通知に同封するとともに、協会ホームページで公表します。</p> <p>参考：令和5年度の合否判定基準 (1) 総合得点率 70%以上 (2) 各科目別最低得点率 33%以上。ただし、「臭気指数等の測定実務」については、問 31~38 の 8 題(A:文章問題)は 33%以上、問 39~44 の 6 題(B:計算問題)は 66%以上</p> <p>(愛玩動物看護師国家試験) 愛玩動物看護師国家試験については、正答肢を合格発表日に公表しています。</p> <p>(浄化槽管理士試験) 浄化槽管理士試験の正解肢は合格発表と同時に公表しています。</p> <p>正解肢は問題作成時に判明しております。</p>	<p>【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師法</p> <p>(愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師法</p> <p>(土地改良換地士資格試験) (林業普及指導員資格試験) なし</p> <p>【国土交通省】 (管理業務主任者試験) (土地改良換地士資格試験) (林業普及指導員資格試験) 対応</p> <p>(浄化槽設備士試験) 浄化槽法第43条</p> <p>(給水装置工事主任技術者試験) (管理業務主任者試験) 建築士法施行規則第16条</p> <p>(自動車整備士技能検定) 道路運送車両法第55条</p> <p>(衛生管理者試験) 船員法第82条の2第3項第1号 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第9条</p> <p>(救命艇手試験) 船員法(昭和22年法律第100号)第118条第3項第1号 救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)第3条、第4条、第5条及び第6条</p> <p>(全国通訳案内士試験) (測量士・測量士補国家試験) 測量法第50条及び第51条 測量法施行令第17条~第25条</p> <p>【環境省】 (臭気判定士試験) なし</p> <p>(愛玩動物看護師国家試験) 愛玩動物看護師法</p> <p>(浄化槽管理士試験) 浄化槽法第46条等</p>	<p>【農林水産省】 (獣医師国家資格) 御提案を踏まえ、合格発表の前に正解肢を公表できるよう検討します。</p> <p>(愛玩動物看護師国家資格) 御提案を踏まえ、合格発表の前に正解肢を公表できるよう検討します。</p> <p>(土地改良換地士資格試験) 知識試験については、試験実施後できるだけ速やかにその正解を公表することとし、「土地改良換地士資格試験事務処理要領(昭和48年8月9日付け48構改B第2441号農林水産省構造改善局通知)」を改正し、令和7年度に実施する土地改良換地士資格試験から対応します。</p> <p>(林業普及指導員資格試験) 筆記試験のマークシート形式の問題及び解答の公表は筆記試験終了後、翌日に行うこととします。</p> <p>【国土交通省】 (管理業務主任者試験) 指定試験機関である一般社団法人マンション管理業協会に対し、ご提案内容を含め、試験事務の効率化に向けて検討するよう、要請いたします。</p> <p>(浄化槽設備士試験) 左記のとおり、学科試験(50問)については、既に正答の発表を行っております。</p> <p>一方で、実地試験(3~4問)については、受験者により正答が異なる問題が存在し、正答が一つに限られないことから、今後も正答の公表を行う予定はありません。</p> <p>(給水装置工事主任技術者試験) 指定試験機関に対し、令和7年度試験より速やかな選択肢を公表できるかを検討させていただきます。</p> <p>(マンション管理士試験) 試験日翌日の正解肢の公表について、令和7年度以降の試験より対応する方向で検討を進めて参ります。</p> <p>(一級建築士試験) 試験日翌日の正解肢の公表について、令和7年度以降の試験より対応する方向で検討を進めて参ります。</p> <p>(自動車整備士技能検定) 今後、関係各所との調整を行い、合格発表までに正解肢を公表するよう検討致します。</p> <p>(衛生管理者試験) 令和6年度の試験実施の際に対応する方向で検討を進めて参ります。</p> <p>(救命艇手試験) 今後受験申請があった際には対応する方向で検討を進めて参ります。</p> <p>(全国通訳案内士試験) 独立行政法人国際観光振興機構に対し、令和7年度試験より、速やかに公表できるかを検討させていただきます。</p> <p>(測量士・測量士補国家試験) 令和7年の測量士・測量士補試験実施計画を作成する際に検討事項として挙げ、可否を検討します。</p> <p>【環境省】 (臭気判定士試験) 具体的な検討状況としては、7月に協会代表者と試験委員会の代表委員へ事前に対応方針について意見を聴取しております。</p> <p>【環境省】 (臭気判定士試験) 検討開始時期は令和6年7月の第2回試験委員会とし、結論を得る時期は令和6年12月の第3回試験委員会(予定)としています。</p> <p>(愛玩動物看護師国家試験) 御提案を踏まえ、合格発表の前に正解肢を公表できるよう検討します。</p> <p>(浄化槽管理士試験) ご指摘を踏まえ、外部団体に対し試験結果を速やかに回答するよう、令和7年度からの対応を目的に検討を求めます。</p>			